



島根県報

令和元年9月6日(金)

第 3 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------------|---|
| 平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | (畜 産 課) | 2 |
| 保安林の指定 | (森 林 整 備 課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 | (中 小 企 業 課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (") | 4 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用 地 対 策 課) | 4 |

【公 告】

| | | |
|-------------------|-------------|---|
| 令和元年度クリーニング師試験の実施 | (薬 事 衛 生 課) | 5 |
|-------------------|-------------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|------------------------------|-----------|---|
| 警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の落札者等 | (警 察 本 部) | 6 |
|------------------------------|-----------|---|

【選管告示】

| | | |
|-------------------------|--|---|
| 不在者投票を行うことができる施設の指定 | | 7 |
| 不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更 | | 7 |

告 示**島根県告示第220号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和元年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

| 種畜証明書番号 | 名前（登録・登記番号） | 品 種 | 検査成績 |
|-------------|----------------|-------------|------|
| 11367251388 | 百合久勝（全和黒原5967） | 肉用牛 黒毛和種 | 1 級 |

島根県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

益田市美都町丸茂443、2776、2778－5、2779、2779－1、2779－2、2780、2780－1、2780－2、2992

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和元年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス熱田店 島根県浜田市熱田町1690－1 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,526.25平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
59台（建物北側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
10台（建物北東側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
27平方メートル（建物北側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
12立方メートル（建物内北側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時
（閉店時刻） 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1か所（建物敷地東側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和元年8月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年9月6日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス乃白店 島根県松江市乃白町2009番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

(4) 変更の年月日

令和元年5月1日

2 届出年月日

令和元年8月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第224号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年9月6日

島根県知事 丸山達也

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-----------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 隠岐の島町 | 平成29年度～30年度 | 25枚 | 1冊 | 西村② | 令和元年8月26日 |

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年9月6日

島根県知事 丸山達也

1 試験日時

令和元年11月21日（木）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

2 試験場所

学科試験及び実地試験

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎

全ての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

令和元年9月6日（金）から同年10月1日（火）まで

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書（所定用紙）
 - (3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
 - (4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）
 - (5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）
- 9 受験票の送付
受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。
- 10 合格者の発表
令和元年12月16日（月）に島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページに受験番号を公表するとともに島根県庁前の掲示板に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。
- 11 その他
- (1) 受験願書等の配付
受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。
※島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/yakujieisei/>
なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ郵送すること。
 - (2) 問合せ先
受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年9月6日

島根県警察本部長 今 村 剛

- 1 件名及び数量
警察車両メンテナンス業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トヨタレンタリース島根 代表取締役 野々村 健造 島根県松江市東朝日町67番地3
- 5 落札金額
212,432,238円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年6月21日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第16号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和元年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------------|-----------|
| 隠岐広域連立立隠岐島前病院 | 隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1 | 令和元年8月28日 |

島根県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和元年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

| 施設の名称及び所在地 | | 変更事項 | 変 更 後 |
|--------------|----------------|--------|----------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 介護療養型老人保健施設虹 | 松江市佐草町456-1 | 施設の名称 | 介護医療院虹 |
| 特別養護老人ホーム尼子苑 | 安来市広瀬町下山佐330-3 | 施設の所在地 | 安来市広瀬町下山佐330-2 |